

# 第4問

## 解説

---

### 第1 給付の訴えの種類

- ・現在給付の訴え  
→履行期が到来した請求権を主張する訴え
- ・将来給付の訴え  
→履行期の到来していない請求権を主張し、将来履行期が到来したときに備えて、あらかじめ給付判決を裁判所に求める訴え

### 第2 給付の訴えの利益【設例1】

- 1 現在給付の訴え  
→原則として訴えの利益が肯定される
- 2 将来給付の訴え
  - (1) 要件
    - ア 適格性  
→定型的に本案判決による処理に馴染むか（訴訟物たる請求権の将来における存在について明確な予測が可能であることが必要）  
ex) 履行期末到来、条件未成就の請求権、不動産の不法占拠者に対して明渡義務の履行完了までの賃料相当額の損害金の支払を求める場合
    - イ 必要性（135条）  
→あらかじめその請求をする必要があること（事前請求の必要性）  
ex) 履行期における任意の履行を合理的に期待できない事情が存在する場合、一定の日時又は期間内に履行がないと契約の目的を達することができない場合、あるいは原告に著しい損害が生ずるおそれのある場合
  - (2) 135条と請求適格の関係  
→「あらかじめその請求をする必要がある」かを検討するための要素

### 第3 給付の訴えと処分権主義

- 1 処分権主義の趣旨  
→当事者（原告）意思の尊重  
→不意打ち防止
- 2 現在給付→将来給付
  - ① 原告の合理的意思  
→申立事項よりも質的に小さいものを原告に与えるものであるため合理的意思の範囲内
  - ② 被告の不意打ち  
→将来給付の訴えの利益について争う機会が被告に与えられていれば不意打ちにならない
- 3 将来給付→現在給付

- ① 原告の合理的意思  
→口頭弁論終結時までに期限が到来した場合には現在給付を求める趣旨と解される場合もあるため、合理的意思の範囲内
- ② 被告の不意打ち  
→期限到来等の事実について争う機会があれば不意打ちにならない

#### 第4 継続的不法行為に基づく将来の損害賠償請求権【設例2】

##### 1 問題の所在

→将来的不法行為に基づく将来の損害賠償請求権に請求適格は認められるか

##### 2 最判昭 56.12.16（大阪国際空港事件）の要件

- ① その基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されるとともに
- ② その債権の発生・消滅及びその内容につき債務者に有利な将来における事情の変動が予め明確に予測し得る事由に限られ
- ③ しかもこれについて請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ強制執行を阻止し得るという負担を債務者に課しても、当事者間の衡平を害することがないことが必要

#### 第5 団藤裁判官反対意見の問題意識

→最小限度の被害の発生が確実に継続するものと認められる期間を控え目にみてその終期を定めるならば、その期間内に特別の事態が生じた場合に相手方に請求異議の訴えによって救済を求めさせることにしても、これに不当に不利益を課すことにはならないというべきである

## 答案例

1 [設例1]

2 第1 本件で裁判所はXの訴えをどのように扱うべきか。

3 Xの訴えは、弁済期が2012年5月31日と定められている100万円  
4 の貸金債権を同年2月1日に求めるものであり、将来の給付の訴えである。

5 第2 将来の給付の訴えについては、「あらかじめその請求をする必要があ  
6 る」(135条)場合に限り提起することができる。

7 「あらかじめその請求をする必要がある」といえるためには、請求適格が  
8 認められ、事前請求の必要性が認められる必要がある。

9 この点、請求適格は、訴訟物たる請求権が典型的に本案判決による処理に  
10 馴染むかを判断するための要件であり、訴訟物たる請求権の将来における存  
11 在について明確な予測が可能であることが必要である。

12 第3 あてはめ

13 1 請求適格

14 これを本件についてみると、Xの提起した訴えは、期限が到来していない  
15 だけであり、請求権自体は確定的に発生しているといえるため、訴訟物たる  
16 請求権の将来における存在は明確に予想可能である。

17 よって、Xの訴えについて、請求適格は認められる。

18 2 事前の必要性

19 次に、事前請求の必要性であるが、事前請求の必要性は義務者の態度や、  
20 当該給付義務の目的・性質等につき、履行期到来で直ちに執行できる債権者  
21 の利益と、判決の基準時後の給付義務の消滅等を請求異議の訴えで争わねば  
22 ならなくなる債務者の不利益とを考慮して個別具体的に判断する。

23 これを本件についてみると、本件でYが現時点で債権の存在を争うなど、  
24 履行期における任意の履行を合理的に期待できない事情が存在する場合には  
25 事前請求の必要性が認められる。

26 よって、事前請求の必要性が認められる場合には、「あらかじめその請求  
27 をする必要がある」といえる。

28 第4 従って、事前の必要性が認められ「あらかじめその請求をする必要があ  
29 る」といえる場合には、裁判所はXの請求を認容する判決をしなければならない。  
30

31 [設問2]

32 第1 本件で裁判所はXの訴えをどのように扱うべきか。

33 本件でXは工場から夜間出される騒音及び振動により、今までに被った身  
34 体的及び精神的な損害と、Yが夜間の事業差止めをするまでに被る損害の支  
35 払を求めている。

36 このような継続的不法行為の場合に口頭弁論終結時以降に生じる損害の賠  
37 償を求めることはできるか。135条の要件を充足するか検討する。

38 第2 継続的不法行為の場合、①既に権利発生の基礎をなす事実上及び法律上  
39 の関係が存在し、その継続が予想されること②請求権の成否及びその内容に  
40 つき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動が明確に予  
41 測し得るものに限られ、③請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執  
42 行を阻止し得るといふ負担を債務者に課しても格別不当とはいえない場合に  
43 請求適格が認められると解する。

44 第3 これを本件についてみると、Yは、夜間でも工場を操業させ騒音や振動  
45 が発生しており、工場の操業を停止させようとしている事情は存在しないた  
46 め、既に権利発生の基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、その継続  
47 が予想されるといえる(①)。

48 しかし、将来の侵害行為が違法性を帯びるか否か及びこれによってXの受  
49 けるべき損害の有無、程度は、今後Yにより実施される方策の内容、実施状  
50 況等の複雑多様な因子によって左右されるべき性質のものである。しかも、  
51 これらの損害は、利益衡量上被害者において受忍すべきものとされる限度を  
52 超える場合にのみ賠償の対象となるものと解されるのであるから、明確な具  
53 体的基準によって賠償されるべき損害の変動状況を把握することは困難とい  
54 わなければならない。その意味で、請求権の成否及びその内容につき債務者  
55 に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動が明確に予測し得るも  
56 のに限られるとはいえない(②不充足)。

57 よって、請求適格は認められず、「あらかじめその請求をする必要がある  
58 場合」とは認められない。

59 第4 従って、Xの訴えは却下される。

60

以 上